

**直管LEDランプと既設の照明器具の組合せが不適切な場合
重大事故に繋がる可能性があります。**



緊急

**2027年末までにすべての一般照明用蛍光ランプの
製造・輸出入が終了となります。**

<注意>

- ・LEDランプと蛍光灯器具の組み合わせは必ず販売店に問い合わせ、取扱説明書を確認する
- ・ランプ以外の照明器具部分も使用年数に伴い劣化します。10年以上使用している場合器具ごと交換も検討しましょう



蛍光ランプがなくなる前にLED照明器具に交換しましょう！

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 055-934-4841 (受付 平日8:30~17:15)

